

第4章 行政訴訟事件

令和6年において、当委員会が発した不当労働行為事件の命令について、使用者側又は労働者側から、あるいは双方から行政訴訟が提起されたものはなかった。

第5章 地公労法第5条第2項の認定・告示

令和6年において、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に定める使用者の利益代表者の範囲を認定・告示した取扱件数は、新規係属の1件（使用者側の認定申出によるもの1件）であった。

令和6年5月13日、さいたま市水道事業管理者から、同事業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、認定の申出があり、同年6月20日開催の第955回公益委員会議において第5-1表のとおり認定し、同月28日付け埼玉県報第527号により告示した（令和6年（認）第1号さいたま市水道事業）。

第5-1表 認定・告示概要

令和6年（認）第1号さいたま市水道事業

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
さいたま市水道局	局長、理事、部長、副理事、次長、参事、課長、所長、水道工事検査監、副参事、総合調整幹、調整幹、業務部水道総務課の課長補佐、主幹、専門幹（主幹及び専門幹は、人事、給与及び労働関係担当の者に限る。）、総務係長及び職員係長、経営企画課の課長補佐、主幹、専門幹及び経営企画係長、水道財務課の課長補佐、主幹、専門幹及び財務係長、管財課の課長補佐、主幹及び専門幹、業務部水道総務課職員係の主査